

日本における国家と宗教の一側面

最近の判例を契機として

桐ヶ谷 章



はじめに

信教の自由は、近代精神の金字塔であり、いわゆる自由権の中における先駆的・中核的役割を担うものとして、いわば人類普遍の原理であるといえる。これに対し国家と宗教のかかわり方は、信教の自由の確保ということと密接に関連しながらも——その意味で共通の原則を共有している面はありながらも——各国の歴史・沿革の違いにより、固有の側面を有することがある。

日本における信教の自由・政教分離原則に関する最近

の最高裁の判例である「殉職自衛官合祀訴訟」および「蓮華寺事件」を題材として、日本における国家と宗教のかわり合いの一側面について紹介するとともに、問題点につき考えてみたい。

一 日本国憲法と信教の自由

日本国憲法（一九四六年制定）は、二〇条において「信教の自由」の保障および「政教分離」の原則を規定し、八九条において、財政的側面から「政教分離」原則を補充している。すなわち――

第二〇条 ①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。

この「國家神道」が信教の自由を骨抜きにし、ひとり宗教のみならず、あらゆる思想への、国家による干渉・抑圧をもたらす元凶となつた。そして、世に軍国主義・国家主義思想が大きく広がり、ファシズムが台頭するようになつたとき、その精神的支柱となつたのが、この國家神道（神社神道）なのである。その結果、狂信的な軍国主義による戦争への傾斜、そして敗戦へと至つたのである。

日本においては、一八八九年に制定された大日本帝国憲法（いわゆる「明治憲法」）においても、その二八条に「日本臣民は、安寧秩序を防げず、及臣民たるの義務に背かざる限に於て、信教の自由を有す」と規定し、信教の自由を保障した。

しかしながら、天皇中心の国家体制を早急に作り上げる必要にせられた明治新政権は、神權天皇制をその国体の中心に据えた。そのために、天皇の祖先および天皇を

第二次大戦後、GHQの政策とも相まって制定されたのが、先の日本国憲法の諸条項である。その歴史的経過の詳細は省略するが、日本国憲法における政教分離原則を考えるにあたり、その最も主眼とされた点は、国家神道の否定、すなわち、国家と神社神道の分離、ということにあつたことはまぎれもない事実である。日本国憲法

における信教の自由条項を解釈・運用する上で忘れてはならない視点である。

一方、信教の自由の核心は、個人の内心における信仰は個人が自由に決めるべきだという理念であり、個人の内心における信仰に対しても、何人も干渉することは許されず、なんんぞく国家権力による干渉・介入はいかなる形においても絶対的に禁止する、という点にある。そこからの帰結として、宗教団体の自律ないし自治の尊重という点が挙げられる。すなわち、国家権力——裁判所もその一つである——が宗教団体の信仰の領域に踏み込むことは厳しく禁止される、ということである。この問題は、国家の宗教的中立を要請する政教分離原則とも密接に関連する。

この宗教団体の自律の尊重ということをどのように理解すべきなのか——とりわけ、宗教団体が世俗的紛争に巻き込まれた場合に、その紛争解決の必要性との関係でいかに考えるべきか——ということは、信教の自由・政教分離原則を考察していく上において、大きな課題の一つである。

日本国憲法制定以来、すでに四十余年を経過している。信教の自由条項をめぐる紛争も幾多発生し、裁判例も少なからず積み重ねられてきた。しかし、最高裁のそれとなると、驚く程少ない。そして、その内容は、信教の自由の本来の趣旨に鑑みた場合に、必ずしも首肯しうるものばかりではない。その意味で、日本においては、未だ

信教の自由の真の意味での定着が——少なくとも司法の分野においては——なされていない、といえる。

以下に紹介する二つの最高裁の判例は、右に述べた問題点を考へる格好の題材である。以下、各事案につき、その経過と判決の概要を紹介し、問題点について検討を加える。

二 「殉職自衛官合祀訴訟」について

1 事案の概要

X（原告・被控訴人・被上告人）の夫は、陸上自衛隊員であったが、一九七八年一月一二日、公務中の交通事故により死亡した。Xは、右事故の一〇年前に洗礼を受けた熱心なキリスト教徒であり、キリスト教の信仰のもと

に亡夫を追悼してきた。県隊友会山口県支部連合会（自衛隊退職者等でその「親睦と相互扶助を図り、その福祉を増進すること」を目的として組織された社団法人隊友会の府県支部連合会。以下、「県隊友会」という）は、かねてよりXの亡夫を含む山口県出身殉職自衛官を山口県護国神社に合祀（神社神道において、二柱以上の神を一社に合わせ祀ること或いは一柱の祭神を既設の神社に合わせ祀ることなどをいう）することを要望していたため、同じ希望を持つていた自衛隊山口地方連絡部（以下、「地連」という）の職員の協力を得て、一九七二年三月二一日県隊友会名義で、同神社に合祀を申請し、同神社は同年四月一九日Xの亡夫を祭神として合祀した。しかし、この申請に至る過程で、Xは合祀に反対である旨を県隊友会に告げてきていた。

そこでXは、県隊友会と地連（自衛隊すなわち国）の行為はXおよびXの亡夫の宗教的人格利益を侵害するものであるとして、県隊友会に対し本件合祀申請手続の取消手続を、それぞれ請求して訴訟を提起した。

第一審判決は、県隊友会に対し合祀申請手続の取消を

求める請求についてはこれを棄却したが、県隊友会および国に対し損害賠償を求める請求についてはこれを認容した（山口地裁一九七九年三月二二日判決・判時九二二号四四頁）。これに対し、県隊友会および国から控訴された。第二審判決は、県隊友会には当事者能力がないとして第一審判決を取り消し、県隊友会に対する訴えを却下したが、国に対する請求については、第一審判決の理由をほぼ引用してこれを認容し、国の控訴を棄却した（広島高裁一九八一年六月一日判決・判時一〇四六号三頁）。そこで、国は最高裁に上告。最高裁は、一九八八年六月一日に、原判決を破棄し、Xの請求を棄却する旨の“逆転判決”を言い渡した（判時一二七七号三四頁・民集四一卷五号二七七頁）。

以上がこの事件の概要であるが、以下において、各裁判所における判決の内容について概観しておく。

2 第一審、第二審判決の内容

原審（第一審）は、大要次のような理由からXの損害賠償請求を認容すべきものとした（以下、最高裁自身の行つた要約による。なお、その内容はほぼ第一審判決の大要とも

重なり合う)。

「1 本件合祀申請は、県護国神社への合祀が行われるための前提をなすものとして、基本的な宗教的意義を有しており、かつ、同神社の宗教を助長、促進する行為であるから、宗教的活動というべきである。

2

本件合祀申請は、県隊友会の発意によってされている。しかし、地連職員の一連の行為がなければ、本件の如くに合祀申請に至つたとはみられない状況にあり、地連職員がこのように積極的に関与してきたのは、殉職者の合祀が自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高揚の効果をもたらすもので地連自身も是非その実現を図りたいと考えていたからと推認され、地連職員と県隊友会は合祀実現を相謀り役割を分担しつつ準備して、県隊友会の名義で本件合祀申請に及んだもので、本件合祀申請は地連職員と県隊友会の共同の行為とみることができる。

3 県隊友会と共同して本件合祀申請をした地連職員の行為は、憲法二〇条三項に違反することにより、

の行為に対し、それが強制や不利益の付与を伴うことにより信教の自由を妨害するものでない限り、寛容であることを要請しております。このことは配偶者の追慕、慰靈等に関しても同様である。県護国神社による被上告人(X)の亡夫の合祀によつて、被上告人の法的利益は侵害されたとはいえない。

この最高裁判決には、長島裁判官の補足意見および高島・四ツ谷・奥野各裁判官の意見のほか、島谷・佐藤各裁判官の意見、坂上裁判官の意見ならびに伊藤裁判官の反対意見が寄せられ、個々の論点について詳細な判断が示されている。

4 最高裁判決の問題点

(一) 地連職員の関与の否定

原審判決等で認定された事実経過を虚心坦懐に見るならば、本件合祀申請は地連職員と県隊友会とが共同で行つたものであり、その結果県護国神社が合祀したものである。すなわち、本件合祀は、地連(自衛隊)・県隊友会・護国神社が、「一体となつて合祀した」と評価してもよいような事案である。しかしながら、最高裁は、用意周到に、

公の秩序に反するものとして、私人に対する関係で違法な行為というべきである。

「4 被上告人「X」は、本件合祀申請による孝文「Xの亡夫」の県護国神社への合祀によって静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき法的利益、すなわち宗教上の人格権を侵害された」。

3 最高裁判決の内容

これに対し、最高裁は大要次のようない理由から「原審の右判断は是認することができない」として、原判決を破棄した。すなわち――

① 本件における県護国神社に対する合祀申請は、県隊友会の単独の行為であつて、県隊友会と地連の職員との共同の行為とみることはできない。

② 合祀申請に至る過程での地連職員の行為は、最高裁一九七七年七月一三日大法廷判決(「津地鎮祭事件」)の示した基準(いわゆる「目的・効果基準」)に照らし、憲法二〇条三項にいう宗教的活動とまでいふことはできない。

③ 憲法による信教の自由の保障は、他者の宗教上

地連を合祀に關係する行為の関与者という地位からはずした。すなわち、最高裁はまず地連の職員を合祀申請の共同行為者の地位からはずしたのみならず、合祀申請行為それ自体も「宗教とかかわり合いをもつ行為であるが合祀の前提としての法的意味をもつものではない」として、合祀(これはまぎれもない宗教行為である)と合祀申請との切斷を図つてゐる。その上で、県隊友会が単独で行つたとされる合祀申請行為に協力した地連職員の行為は、目的・効果基準に照らし、憲法二〇条三項にいう宗教的活動にはあたらないとまで判示するという、念の入方である。

この一連の判断を見ると、そこには、何が何でも地連(すなわち自衛隊)を本件合祀から切り離し、「國」の責任を認めまいとする強い意思がうかがわれる。

(二) 目的・効果基準の採用

上述のように、地連職員の行為が宗教活動でないとする基準として、判決は「目的・効果基準」を適用しているが、この基準自体問題が多い。

この基準は、一九七七年七月一三日のいわゆる「津地

「鎮祭訴訟」最高裁大法廷判決で初めて採用されたもので、国家と宗教のかかわり合いの許容限度を画す基準とされている。

本件においても最高裁は右基準を採用し、

「宗教的活動とは、宗教とかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいい、ある行為が宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならないものである」

とした上で、地連職員の行為を「宗教的活動とまではいふことができない」としている。

（二）でも、認定された事實を虚心坦懐に評価するならば、右の概念規定の枠組みの中で考えても、地連職員の

行為は「宗教的活動」に当たるとみるのが順当なところである（現に伊藤裁判官はそのように判断している）。それをえて否認する最高裁の判断は、ここでもきわめて強引な印象を与える。

それはさておいて、そもそも「目的・効果基準」についての最高裁の概念規定自体に問題をはらんでいることを指摘しておきたい。

この「目的・効果基準」は、アメリカ連邦最高裁の判例により形成されてきた原則であるが、アメリカにおいては、国家と宗教がかかわってはいけないということを前提にした上で、一定の条件を満たした場合に限り、例外的に国家と宗教がかかわっても構わない場合があるとされ、その場合の基準として「目的・効果基準」が用いられている。その一定の条件とは、①法律は世俗的な立法目的を有するものでなければならない、②法律の主要な、または基本的効果は、宗教を助長するものでも抑圧するものでもあってはならない、③法律は宗教に対する政府の過度のかかわり合いを助長してはならない、といふものであり、その一つでもクリアできない場合には、

国家と宗教のかかわり合いは許されないことになる。

これに対し、日本の最高裁は、国家と宗教との完全な分離是不可能であるという認識のもとに、国家と宗教とが何らかのかかわり合いがあるという現実はやむをえないという前提に立ち、いかなる場合に、いかなる限度でかかわり合いが許されなくなるか、ということを判断する基準として「目的・効果基準」を概念規定している。すなわち、出発点においてすでに、アメリカにおけるそれとは逆の方向を向いているといえる。そのため、ともすると、国家と宗教の結びつきを容易にする基準として用いられる傾向性をはらんでいる。現実にも、この基準を用い、国家と宗教の安易な結びつきを認めてしまっている下級審裁判例もいくつか見られる。

日本国憲法制定の経緯などに鑑み、国家と宗教とは厳格に分離されるべきであると考えるが、最高裁の右のような解釈基準は、このような観点から見てきわめて疑義がある。

さらにこの点に関連し、最高裁は、憲法一〇条三項の規定は制度的保障の規定だから、これに違反する国また

はその機関の宗教活動も私人に対する関係では当然に違法と評価されるものではない、との見解を示している。要するに国家が政教分離原則という憲法上の大原則に違反するような行為を行つても、それに対する私人からの司法的救済が必ずしも受けられるとは限らない、といふことである。極論するならば、政教分離原則違反行為があつてもこれに対する司法チェックは必ずしもできるとは限らない、と言うに等しいものであり、これまできわめて問題の多い見解である。

（三）宗教上的人格権の否定

最高裁は、一審以来「法的権利」として位置づけてきていた「宗教上の人格権」をも否定した。その論法は次のとおりである。

すなわち、最高裁はまず、合祀申請と合祀を切り離し、後者すなわち合祀のみを法的検討の対象にすればよいとし、次のように述べている。

「合祀それ 자체は県護国神社によってされているのであるから、法的利益の侵害の成否は、同神社と被上告人「X」の間の私法上の関係として検討すべき

こととなる」と。

その上で、宗教上の「寛容」の要請を引き合いに出して、宗教上の人格権を法的に否認した。すなわち――

「人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがないよう望むことがあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止を請求するなどの法的救済を請求ができるとするならば、かえつて相手方の信教の自由を妨げる結果となることは、見易いところである。信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることの要請しているものというべきである。このことは死去した配偶者の追慕、慰靈等に関する場合においても同様である。何人かをその信仰の対象とし、あるいは自己の信仰する宗教により何人かを得たものである。

「私は、基本的人権、特に精神的自由にかかる問題を考える場合に少数者の保護という視点に立つことが必要であり、特に司法の場においてそれが要求されると考えている。多数支配を前提とする民主制

もかかわらず、本件合祀が、地連（自衛隊）・県隊友会・県護国神社の三者の共同行為によりなされたものであることは、まぎれもない実態なのである。

もともと寛容の精神は、弱者、少数者の自由や権利を保護するということに意義がある。大きいもの、強いものこそ寛容を要請されるのである。本件に則していながら、寛容であるべきは、護国神社の側なのである。

この点に関する伊藤裁判官の次の指摘は、まさに当を得たものである。

「私は、基本的人権、特に精神的自由にかかる問題を考える場合に少数者の保護という視点に立つこ

とが必要であり、特に司法の場においてそれが要求されると考えている。多数支配を前提とする民主制にあつても、基本的人権として多数の意志をもつても奪うことのできない利益を守ることが要請されるのはこのためである。思想や信条の領域において、多数者の賛同するものは特に憲法上の保障がなくても侵害されるのではないといつてもよく、その保障が意味をもつのは多数者の嫌惡する少数者の思想

追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は、誰にでも保障されているからである。原審が宗教上の人格的であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これによって害されたとし、そのことに不快の感情を持つち、そのようなことがないよう望むことがあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として認めることができない性質のものである」と。

このロジックには、様々な問題点が含まれているが、ここでは次の点を指摘するにとどめておく。

それは、本件において、「寛容」論をキーワードにして宗教上の人格権を否認しているという点である。“私人における宗教上の自由はお互いに寛容に認め合うべきである”という原則は、一般論としては、まことにいつもなことである。しかしそれはあくまでも対等な私人との間の関係においていえることである。本件のように、護国神社という宗教団体と個人との間で個人の方の側が寛容を強いられ、その宗教上の人格権を否認されるということは、本来の寛容の考え方からは出てこない。まして、背後に国がひかえている場合においては、なおさらである。最高裁が躍起になつて否定しているに

や信条である。宗教の領域にあつては、わが国における宗教意識の雜居性から宗教的な無関心さが一般化しているだけに、宗教的な潔癖さの鋭い少数者を傷つけることが少なくない。「たとえ、少数者の潔癖感に基づく意見と見られるものがあつても、かれらの宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもつてしても許されない」という藤林裁判官の意見「津地鎮祭訴訟最高裁判決における追加反対意見」は傾聴すべきものと思われる」。

5 小結

以上において、「殉職自衛官合祀訴訟」を例にとって、日本における国家と宗教のかかわり方にについての一侧面を見てきた。

右の他にも、政教関係が問われている訴訟は少なからず存在している。それらの訴訟の多くは、神社神道と國家のかかわりに関するものである。そして、そのような問題に関する判決の傾向性としては、いくつかの例外はあるが、おおむね次のような点が指摘できる。第一に、国家と宗教の分離をゆるやかに解そうとする傾向であ

る。第二に、国家等の公権力側の政教分離原則違反の行為を大目に見て追認してしまおうとする傾向である。そして第三に、その結果、少数者の信教の自由の保障に欠けることになつてしまふという傾向である。

このような傾向になる理由としては様々な点が上げられようが、その一つとして、日本人の宗教意識の雜居性、宗教感情のあいまいさがしばしば指摘される。これは反面で、宗教感情の潔癖さ・純粋さに欠けるということである。

他の宗教に大らかになるということは決して悪いことではないが、宗教感情の潔癖さや純粋さを大事にする人に対しても、大らかになれと強要することは誤りであることはいうまでもない。それは、仮に大多数の人があらかであり、潔癖な人がごくわずかしかいないとしても全く同様である。否、そうであればある程、多数者は少数者に“寛容”でなければならないのである。

宗教感情のあいまいさ、そして国家と宗教のかかわりについてのルーズさが、戦前の国家神道の隆盛を許した大きな原因になつていたことを、我々はもう一度想起し

なければならぬ。

三 「蓮華寺事件」について

1 事案の概要

日蓮正宗の被包括寺院であるX（蓮華寺）の住職のYが、日蓮正宗の宗旨の根本である「本尊」と「血脉相承」に関し「異説を唱え訓戒を受けても改めない者」（宗規二四九条四号）ということで、日蓮正宗から攘斥処分（僧籍剥奪。当然住職の地位も失う）に付されたことをめぐる訴訟である。XはYに対し、YはXの住職・代表役員たる地位を喪失したとして、寺院建物の明渡を請求し（第一事件）、他方YはXに対し、右处分の効力を争い、代表役員等の地位の確認を求めた（第二事件）。Yは、該处分の効力を争う理由として、(1)日蓮正宗において懲戒处分権者は管長とされているところ、同宗の管長としてYを処分したAは管長でないのでAのなした処分は無効である、(2)Yの唱えた所説は異説ではない、等と主張した。第一事件の大坂地裁は、結論的には、右处分を有効と認め、第一事件につきXの請求を認容し、第二事件につきYの

請求を棄却した（大阪地裁一九八四年九月二八日判決・判時一一四五号八一頁）。これに対しYが控訴。第二審の大坂

高裁は、双方の請求が、「法律上の争訟」に該らないとして、本案判決を取り消し、双方の訴えを却下（門前払い）した（大阪高裁一九八六年五月六日判決・判時一一〇七号六一頁）。これに対し、双方から最高裁に上告。最高裁は、一九八九年九月八日、双方の上告を棄却（原審維持、すなわち双方の訴え却下）するとの判決を言い渡した（判時一三三一九号一一頁・民集四三卷八号二頁）。

各裁判所において、紛争の前提に教義・信仰上の問題が存する場合に、裁判所としては紛争全体にいかなる処分をなすべきかという点が問題となつた。以下に各裁判所における判決の内容について概観する。

2 第一审判決の内容

第一審においては、前記(1)につき次のようない示し、第一事件につきXの請求認容の、第二事件につきYの請求棄却の、各本審判決をした。

まず、(1)に関しては、管長の地位の前提たる法王の地位においては、前記(1)につき次のようない示し、

と判示し、日蓮正宗における法主選定の手続きは「血脉相承」であると認定した上で、Aが先代法主のBから血脈相承を受けたか否かという点については、「血脈相承が日蓮正宗の教義に深くかかわるものであることは否定しがたい」としながらも、次のように判示し、その存否は審判の対象となる、とした。

「次期法主選任行為としての血脉相承は宗教上の儀式としての血脉相承を意味するのであるから、それが社会的事実としての侧面を有することもまた否定しがたいところであり、このような社会的事実たる宗教上の儀式として「の」血脉相承の存否については、裁判所は、日蓮正宗の教義の解釈に立ち入ることなく、審理、判断することが可能である」。

その上で、Aが法主に就任後のAおよび日蓮正宗の一連の行動（法主就任の達示、法主就任の諸儀式の挙行、法主としての振る舞いなど）ならびにYがAの血脉相承を否定し始めた経緯等につき詳細に認定した後、次のように判示し、Aが日蓮正宗の法主したがって管長の地位にあることを、認定した。

「以上の認定によれば、日蓮正宗において血脉相承という宗教上の儀式は、法主と唯一人の次期法主との一人だけで行われ、他の者の立会いは許されないものであるが、Aは、Bが遷化した直後昭和五三年四月一五日Bから血脉相承を受けた旨を宗内に公表し、その後、一貫して法主として振舞い、それに対して、一年以上の間Yを含め何人からも異議を唱えられたことはなく、Yらは、昭和五六年一月一日、初めてAが血脉相承を受けている旨の主張をするようになつたが、それは創価学会への対応についてAと意見が対立し、Aから懲戒処分を受けたことに対抗して行なつたものであることが明らかである。そして、右事実によれば、Bが昭和五三年四月一五

日Aに対し日蓮正宗において血脉相承といわれている宗教上の儀式を受けたものと推認するのが相当であり、右推認を左右するに足りる証拠はない」。次に、(b)点については、次のように判示し、裁判所が「自治的決定方法に基づく決定」と認定したものと所与の前提として裁判をしている。

「憲法二〇条は、信教の自由を保障し、宗教活動について國の干渉からの自由を保障している。したがつて、宗教団体の教義に関する事項については國の機関である裁判所がその内容に立ち入つて実体的な審理、判断をすることは許されないものというべく、宗教団体の内部において教義に関する事項について自治的に決定する方法が定まっている場合には、右規定期「管長は責任役員会の議決に基づいて教義に関して正否を裁定する旨の宗規一五条五号」は、教義に関する正否について自治的に決定する方法を定めたものであると解するのが相当である」。

「そうすると、日蓮正宗は、Aの右裁定により、被

告の前記各所説が日蓮正宗の教義に反する異説である旨の自治的決定をしたものと認めることができること」。

3 控訴審判決の内容

控訴審の大坂高裁は次のように判示し、第一審判決を取り消し、双方の訴えを「法律上の争訟」に該らないとして却下した。すなわち――

「宗教団体内部における懲戒処分の効力が請求の当否を決する前提問題として争われている場合であつても、それに対する判断が教義内容に深くかかわり紛争の実体が宗教上の争いであるために当該紛争自体が全体として法律による終局的解決に適しないときには、法律上の争訟とはいはず、訴えは不適法として却下されるべきものと解するのが相当である」。

本件の請求の当否を決するにはYに対する擯斥处分の効力についての判断が前提問題をなしているところ、Yはその無効事由として、Aが日蓮正宗の法主したがつて管長としての地位を有せず、日蓮正宗

の教義に関して正否を裁定する権限および擯斥処分をする権限を欠如していることを主張しているから、この点についての判断が不可欠であるが、「この点については、日蓮正宗の最高権威者であり宗祖日蓮聖人が悟った仏法の精隨のすべてを繼承しているものとして信仰の対象とされるべき法主の選任準則がなにか、また、右準則にしたがつた法主選任行為が行われたか否かの認定判断をすることを避けることができないところ、当事者の主張するところによれば、これらの点は日蓮正宗の教義、信仰の問題と密接不可分の関係にあり、右教義、信仰の問題に立ち入ることなくして判断することはできない」。

「それのみならず、そもそも本件紛争の実質は……日蓮正宗最大の檀信徒団体である創価学会に対し日蓮正宗としていかに対処すべきかとの宗教団体運営上の基本問題をめぐり現に宗派を二分して展開されている……宗教上の紛争のあらわれと見るのが相当であり……結局本件訴訟は、その實質において宗教上の争いにほかならないといわざるをえず、法令の

適用による終局的な解決の不可能なものであつて、裁判所法三条にいう法律上の争訟に当たらない」。

4 最高裁判決の内容

最高裁は次のように判示し、双方の控訴を棄却した。
すなわち――

特定人の宗教団体上の地位の存否の判断について
「宗教上の教義に関する事項をも審理判断しなければならないときには、裁判所は、かかる事項について一切の審判権を有しない以上、右の地位の存否の審理判断をすることができない」。

「[「擅斥処分の効力」]の判断をするについては、Yに対する懲戒事由の存否すなわちYの前記言説が：…異説に当たるかどうかの判断が不可欠であるが、右の点は……教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断することのできない性質のものであるから、結局、本件訴訟の本質的争点である本件擅斥処分の効力の有無については裁判所の審理判断が許されないものというべきであり、裁判所がXないし日蓮正宗の主張、判断に従つてYの言説を『異説』で

「宗教法人は宗教活動を目的とする団体であり、宗教活動は憲法上國の干渉からの自由を保護されているものであるから、かかる団体の内部関係に関する事項については原則として当該団体の自治権を尊重すべく、本来その自治によつて決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項のごときものについては、国の機関である裁判所がこれに立ち入つて実体的な審理、判断を施すべきではない」（最高裁一九八〇年四月一〇日判決・判時九七三号八五頁、判タ四一九号八〇頁）。

この宗教団体の自治の尊重には次の二つの側面がある。第一は、宗教団体が本来その自治によつて決定すべき事項（以下、「自治領域に属する事項」という）について国が介入・干渉することは原則として禁止される。これを「自律結果」というが存在する場合には、国はそれを最大限に尊重しなければならないという側面である。前者を宗教団体の自治のいわば消極的側面とするならば、後者をそのいわば積極的側面であるといふことが

できよう。

これを教義・信仰等宗教団体の自治領域に属する事項の裁判における取り扱いという観点から見た場合、一方において、宗教団体の自治の消極的側面からの要請として、これら自治領域に属する事項については裁判所の審判権は及ばず、裁判所は教団のなすべき宗教的価値判断の当否を證素することは許されないことになる。そして他方において、宗教団体の自治の積極的側面からの要請として、宗教団体において自律結果が既に存在する場合には、その内容が明らかに公序良俗に反するものでない限り、裁判所は右自律結果を判断の基礎にして裁判すべき憲法上の義務を負うことになる。

宗教団体の自治の内容としては、ともすると前者のみが強調されがちであるが、両者とも憲法一〇条の要求するところであつて、前者だけをその内容と考えるのは重大な誤りである。また、以上のことは、我が国と同様の宗教の自由条項を持つアメリカ合衆国、西ドイツ、フランス等の諸国においては、数多くの裁判例や学説において等しく承認されているところである。

あるとして本件擅斥処分を有効なものと判断する」とも、宗教上の教義、信仰に関する事項について審判権を有せず、これらの事項にかかる紛議について厳に中立を保つべき裁判所として、到底許されないとところである。したがつて、本件訴訟は……『法律上の訴訟』に該当しない」。

5 最高裁判決の問題点

各判決について問題点は多岐にわたるが、本稿では、最高裁判決についての問題点を次の三点に絞り指摘しておく。

(一) 「宗教団体の自治」についての理解の誤り

憲法一〇条が保障する宗教の自由は、宗教的結社の自由——宗教団体の設立とその活動の自由——をもその内容とする。すなわち、宗教団体は国家の干渉を受けずに団体の内部事項（なかんすく、教義・信仰に関する事項）を自由に決定しうる権利を有する。これを宗教団体の自治の保障といふことができる。

この点につき、最高裁はかつて、次のように判示している。

ところで、ある宗教団体にとって何が正統教義であるかが異端であるかは、当該宗教団体の自治領域に属する事項であり、宗教団体自身が自治的に判断すべき事柄であつて、国家機関たる裁判所が説明すべき事柄ではない。

それゆえ裁判所は、この点に関する当該宗教団体の自律結果の存否（いうまでもなくこれは裁判所が審理しうる客観的事実である）を審理したうえ、その存否に従つて訴訟上の請求の当否を判断する憲法上の義務を負う。蓮華寺事件においては、第一審判決が認定しているとおり、日蓮正宗における教義裁定権者が所定の手続を経てYの言説を異説であると裁定しているのであるから、裁判所は、宗教団体の自治の積極的側面からの要請に従い、この客観的事実を自律結果として認定し、それを判断の基礎として、Yの言説が異説にあるものとして同処分の効力を判断し、判決をなすべきことになる。もとより、このような手法を用いて裁判したからといって、そのことが、教義・信仰の内容に立ち入つて判断したことになるものではない。

蓮華寺事件最高裁判決は、この点を見誤つたところに

根本的な誤謬が存するのである。

(二) 裁判所の「中立」についての理解の誤り

この点に関連し、蓮華寺事件最高裁判決は、「裁判所が、上告人ないし日蓮正宗の主張、判断に従つて被上告人の言説を『異説』であるとして本件撲滅処分を有効なものと判断することも、宗教上の教義、信仰に関する事項について審判権を有せず、これらの事項にかかる紛議について厳に中立を保つべき裁判所として、到底許されないと判断するが、これは中立の理解を誤つたものである。」と判示するが、これは中立の理解を誤つたものである。

ここでいう「中立」とは、信教の自由を実質的に保障するための制度としての政教分離原則の内容である、國家の宗教的中立を意味するものと解する。この政教分離原則にいう国家の宗教的中立とは、国家がすべての宗教に対して等距離に立つとともに、宗教を全くの「わたくしごと」にすること（国家の非宗教性）を意味する。すなわち、国家が一宗教を他の宗教より優遇したり、宗教全般を等しく優遇するなど、国家と宗教の特別の結び付きを禁じたものである。

宗教上の教義・信仰の問題に関連していながら、どこの宗教の教義・信仰が正しいかとか、ある宗教団体の中には、この教義・信仰が正統であり、異端であるかなどということを、その教義・信仰の内容に立ち入つて裁判所が判断することを禁じるものである。自治の結果を尊重することは何らこの中立原則に反するものではない。

国家の宗教的中立も、また、国家が宗教団体の自律権を尊重することも、ともに憲法が保障する信教の自由からの帰結であり、ただ、それが発現する場面を異にするにすぎないのである。両者は抵触するものではないばかりか、むしろ、互いに補完し合うものであるとすらいえるのである。蓮華寺事件最高裁判決の前記判示は、「中立」の理解を誤つたものと言わざるをえない。

※ 以上に指摘した問題は、ひとり「異説」性の判断についてだけでなく、管長の地位の存否についての判断についてもいえる。

すなわち、日蓮正宗における管長には法主の職にある者が充てられることになっているところ、

法主の地位は血脉相承と呼ばれる高度に宗教的な秘儀によって承継される。血脉相承は日蓮正宗における教義・信仰の根幹をなす宗教上の事柄であるから、このような秘儀の存否は同宗の自治領域に属する事項であり、同宗自身が自治的に判断すべき事柄であつて、裁判所が説明すべき事柄ではない。

それゆえ裁判所は、この点に関する日蓮正宗の自律結果の存否を審理したうえ、その存否に従つて訴訟上の当否を判断する憲法上の義務を負うことになるのである。

第一審判決は、異説性の判断については正しい手法を用いて結論を出しているが、「血脉相承」の存否について、裁判所自からが証拠によつて認定するかのような手法を用いた点において問題が残る。

第二審判決は、異説性の点、血脉相承の存否の点の双方につき、宗教団体の自治の積極的側面を何ら顧慮しなかつた点で、最高裁判決と同様重大

な誤りを犯している。

(三) 結果の不当性

蓮華寺事件最高裁判決は、宗教団体において異端を理由とする懲戒処分がなされた場合には、裁判所は懲戒処分の効力を判断できず、結局、その点の判断を請求の前提問題とする一切の具体的法律関係を不確定のまま放置するというものである。その結果現実には種々の不当な結果が生ずる。その主なものあげると次のとおりである。

第一に、宗教団体内部で異端・異説を理由とする懲戒処分がなされても重要な部分で実効性が伴わないという不当性が指摘できる。

教義・信仰こそは宗教団体の命脈ともいべきものであり、宗教団体において最高の価値を有する。それゆえ、宗教団体において宗教的異端は最も重い懲戒事由とされているのが一般である。しかも、その構成員は一定の教義を信奉しこれに服することを条件として教団に加入するのであり、その教義に反すれば不利益処分を受けることを覚悟しなければならない。

ところで、宗教団体内部において除名処分等がなされた場合、被処分者に管理させていた宗教団体の財産を取り戻す必要がある場合がしばしば見られる。その根拠となるものは私法上の請求権である。除名処分が異端を理由とした場合に、そのような財産的請求について司法的救済の途が閉ざされるとするならば、懲戒処分の実効性は重要な部分で骨抜きとされることとなり、宗教団体の運営にも重大な支障をきたすことになるばかりか、宗教団体の教義・信仰に関する自律も事実上否定することになる。

次に、異端を理由とする懲戒処分とそれ以外の理由による懲戒処分との間で均衡を失するという不当性が指摘される。

例えば不行跡を理由として懲戒処分がなされた場合、その処分の効力を判断する上で教義・信仰にわたる判断は不必要であるから、裁判所はその処分の効力を判断できることになる。したがって、前項に挙げた例で宗教団体が被処分者に管理させていた財産の返還を請求しようとする場合、それは法律上の争訟として司法的救済を受

けることが可能である。ところが、最高裁判決の論旨によれば、宗教団体にとってそれ以上に重要な、異端を理由とする懲戒処分がなされた場合には、このような司法的救済を受けることはできないのである。両者で均衡を失することは明らかであり、これも前項同様、宗教団体の自律を最も重要な部分で事実上否定することになるものである。

さらに、双方の訴えが却下されることにより、財産関係について無法状態が容認されることにより、自力救済を誘発する危険性があること、権利関係が裁判で確認されない結果、法律関係が不安定なまま永続することになること、などが指摘される。

6 小結

以上において、「蓮華寺事件」の主として最高裁判決を題材にして、宗教団体の自治について見てきた。現時点における最高裁が、この問題に関して、著しく誤った——というと語弊があるなら、理解に欠けた——見解を有していることが浮き彫りになつた。

何でもかんでも司法がチェックしなければ気が済まな

い、というのも困りものであるが、やれること、やらねばならないことを、やらないというのは、怠慢以外の何物でもない。教義だとか信仰だとかいいさえすれば、司法審査の枠をはずれ、裁判所もその職責を解放されといふのでは、いささか安易すぎる。裁判所が自からの職責を放棄をするにあたつては、もう少し慎重に本末細かく考察すべきではなかつたであろうか。少くとも、信教の自由条項についての先輩諸国に笑われない程度の配慮が必要ではなかつただろうか。

幸い、蓮華寺事件最高裁判決に先立ち、同種事案について、いくつかの下級審裁判所において、宗教団体の自治の積極的側面からの要請を顧慮した本案判決がなされている。紛争の実態に直面した現場裁判官ならではの、きわめて正常な感覚であると、高く評価するものである。最高裁判決が出たあとは、当然ながら——そして残念なことに——、下級審裁判所も殆んどがこれに従つた判決をなすに至つてしまつた（中には、あえて異を唱えた勇気ある——そして正常な感覚の——裁判所もあることはあつたが……）。

最高裁において、一日も早くこの問題についての正しい理解に基づく判決がなされることを、そして、下級審裁判所において、勇気ある正常な“造反判決”が集積されることを、心から期待するものである。

四 結びにかえて

「自衛官合祀訴訟」と「蓮華寺事件」という、全く異ったタイプの二つの判決を題材にして、信教の自由・政教分離の問題——そこに見られる国家と宗教の関係の一側面——を考えてみた。

一方において、国家と宗教のかかわりについてのルーズさが指摘され、一方において司法の宗教問題に対する極端な謙抑主義的態度が指摘された。

両者は一見すると全く異相のものであるかのように見えるかもしれないが、帰するところ同根であるように思われる。日本における信教の自由は、“護得された”ものではなくて、“与えられた”ものでしかなかつたということである。その結果、未だその精神が国民の中に根づいておらず、“借り物”にすぎないのである。裁判も、

残念ながら、未だその延長線上にあるにすぎない。

信教の自由の本当の精神が国民の中に健全な形で定着したとき、この二つの方面からの問題点もおのずと解消されることであろう。その日の一日も早く来る」ことを心から願い、またその実現のために不斷の努力を続けたいと思っている。

(さりがや あきら・創価大学教授)

[追記] 本稿は一九八九年八月にヘルシンキで行なわれた第二十回CISR（国際宗教社会学会）において発表した報告に加筆したものである。特に「蓮華寺事件」に関する部分は、全面的に書きえたものである。